平成２９年（フ）第９０号
三重県津市本町23番３号
債務者　金子　雅則
1　決定年月日時　平成29年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６６号
三重県四日市市楠町北五味塚1972番地61　ハイツリバティ２Ａ、前住所三重県四日市市川島町6587番地　メゾン高島Ｉ―202（前々住所）長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷728番地11　Ｂ棟１号
債務者　鼻崎理恵子
1　決定年月日時　平成29年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第７２号
三重県桑名市長島町福吉691番地133
債務者　水谷　元彦
1　決定年月日時　平成29年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第４０８号
京都市伏見区竹田向代町川町25番地　ウイングヒルズ京都南611号室
債務者　津留　鮎美
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５４４号
京都市上京区河原町通丸太町上る新烏丸頭町151番地　ヴィラ鈴木303号
債務者　藤田　俊輔
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５５２号
京都市右京区西京極野田町56番地１　ペンギンハウス301号、前住所京都市南区西九条春日町11番地　ハイライズ田中善３Ｂ
債務者　奥村早都子
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２８６号
兵庫県尼崎市戸ノ内町６丁目10番３号
債務者　樋口　洋美（旧姓梶原）
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７５号
奈良県大和郡山市小泉町1084番地１
債務者　関谷奈緒珠
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１３４号
奈良市山町142番地の２　セジュールときわ202号
債務者　白川　一実
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第５６号
鳥取県鳥取市吉成137番地23、旧住所鳥取県鳥取市叶282番地16
債務者　吉原　一秀
1　決定年月日時　平成29年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５７号
鳥取県鳥取市吉成137番地23、旧住所鳥取県鳥取市叶282番地16
債務者　吉原美香子
1　決定年月日時　平成29年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０号
鳥取県倉吉市八幡町3320番地　県営住宅１―104号（旧住所鳥取県倉吉市北野44番地14）
債務者　東　　里香
1　決定年月日時　平成29年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第２１号
鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋151番地３（旧住所兵庫県姫路市総社本町40番地）
債務者　林　麻衣子
1　決定年月日時　平成29年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第３３号
広島県尾道市正徳町13番６号
債務者　笹井　怜奈
1　決定年月日時　平成29年６月２日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第３２号
福岡県田川郡添田町大字添田1078番地の１栄内町団地24号
債務者　野寄　正純
1　決定年月日時　平成29年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第３号
長崎県対馬市厳原町豆酘3272番地、前住所長崎県対馬市厳原町豆酘3133番地
債務者　大石美和子
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２９年（フ）第３７号
福島市野田町５丁目10番29号　桜荘３号室
債務者　梶谷進太郎
1　決定年月日時　平成29年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
福島地方裁判所